

第34号議案

春日市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年3月21日

春日市議会

議会運営委員会委員長 高 橋 裕 子

提案理由

議会に係る手続等のデジタル化を推進するため、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正
する条例

春日市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和6年春日市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市長その他の執行機関が定める規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程を含む。)」の次に「並びに議長が定める規則及び規程」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。